

一般社団法人西日本泌尿器科学会評議員選出細則

第1章 総則

第1条（目的）

この細則は、一般社団法人西日本泌尿器科学会（以下「この法人」という。）の定款第14条第2項の規定に基づき、評議員の選出に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評議員の選出

第2条（選挙区及び選出方法）

評議員は、定款第3条2項に規定する西日本地区の各県を選挙区とした、正会員による選挙によって選出する。

第3条（選挙権及び被選挙権）

- 1 評議員選挙の選挙権は、選挙の行われる年（以下「選挙年」という。）の前年9月1日現在のこの法人の正会員であり且つ同年8月31日までに前年度までの会費を納入している者に限りこれを有する（以下、選挙権を有する者を「選挙人」という）。
- 2 評議員選挙の被選挙権は、前項の正会員であり、かつ、次の各号を充足する者がこれを有する（以下、被選挙権を有する者を「被選挙人」という）。
 - (1) 定款第3条2項に規定する西日本地区の医療機関に所属する者であること。
 - (2) 日本泌尿器科学会専門医であること。
 - (3) 西日本泌尿器科学会への参加や発表の経験があること。
- 3 選挙人及び被選挙人の所属する選挙区は、選挙年の前年9月1日現在の住所によって定める。

第4条（再任の制限）

- 1 前条第2項にもかかわらず、定款第14条5項によって評議員の再任を制限された者は被選挙人とならないものとする。
- 2 定款第14条5項における出席は、以下のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 定時社員総会会場における現地出席
 - (2) (1)の現地出席の事前通知を条件とするWeb会議システムによる出席
- 3 任期中に1度も定時社員総会に出席しなかった場合であっても、緊急手術、急患対応、移動のための交通手段の障害、出産、介護等正当な理由及びその書面による証明があった場合には、前2項にもかかわらず、評議員の再任は制限されず、被選挙人資格を維持するものとする。

第5条（評議員定数）

- 1 評議員定数は、選挙区毎に、選挙年の前年9月1日現在の正会員台帳に記載または記録されている正会員10名につき1名の割合とする。
- 2 前項に定めた評議員の定数のうち、少なくとも女性正会員の10名につき1名に相当する人数において女性が含まれることが望ましいものとする。

第6条（選挙管理委員会）

この細則による選挙の管理執行に関する事務は、本会選挙管理委員会（以下「委員会」という。）委員及び本会事務局職員が行う。

第7条（選挙の公示）

選挙に関する公示は、選挙前年の11月に行うものとする。

第8条（選挙人名簿）

選挙年の前年9月1日現在における正会員台帳に記載又は記録される選挙人及び被選挙人をもって構成する名簿を選挙人名簿とする。

第9条（選挙人名簿の閲覧等）

- 1 選挙人及び被選挙人は、選挙前年の12月1日から同月15日までの間、本会の事務局において選挙人名簿を縦覧又は閲覧することができる。
- 2 選挙人は、選挙人名簿に脱漏、誤記等があると認めたときは、選挙前年の12月15日までに、委員会委員長（以下「委員長」という。）に異議の申立てをすることができる。
- 3 委員長は委員会を開いて前項の異議を審議するものとし、委員会が異議の申立てを認めたときは、選挙人名簿の訂正を行い、これを選挙人及び被選挙人に告示しなければならない。

第10条（立候補の届出）

- 1 評議員選挙又は補欠評議員選挙に立候補しようとする者は、選挙年の1月31日までに、立候補者本人の立候補届を本会事務局に提出しなければならない。
- 2 立候補は自薦のみ受け付けるものとする。
- 3 立候補届の提出方法は別に定める。

第11条（立候補の辞退）

立候補者であることを辞退する場合は、選挙年の2月末日までに到着するように立候補者本人の自署による立候補辞退届を本会事務局に提出しなければならない。

第12条（立候補者の告示）

委員会は、立候補者の氏名を選挙年の3月15日までに、選挙人及び被選挙人に告示しなければならない。

第13条（選挙期日）

選挙期日は、選挙年の4月末日までとする。

第14条（投票）

- 1 選挙人は、立候補者の中から評議員を選出するために、あらかじめ委員会が定めた投票用紙を用いて投票し、これを委員長に選挙期日までに到着するように郵送しなければならない。
- 2 投票は、前項の投票用紙への記入による無記名投票とする。
- 3 投票は、当該選挙区から1名を記入する。

第15条（開票）

- 1 委員会は、選挙の公正性を確保するため、選挙期日までに、評議員選挙に立候補しない正会員の中から2名以上の開票立会人を指名する。
- 2 開票は、開票立会人の立会いの下に、選挙終了後直ちに行わなければならない。

第16条（投票の効力）

- 1 投票の効力は、委員会が開票立会人の意見を聴き、これを決定しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、上限を超える人数で連記すること、選挙人の氏名を記入すること、立候補者以外の氏名を記入すること、期限に遅れて投票用紙を郵送すること等第14条に違反することが明らかなものは、その投票用紙記載事項を無効とする。

第17条（評議員の当選人の決定）

- 1 評議員の当選の決定に当たっては、第5条に定める評議員定数に応じ、得票数の多い者から順次当選人とする。
- 2 得票数が同数の場合は、委員会において開票立会人の下に、委員長がくじ引きをする方法により当選人を定める。
- 3 評議員の立候補者数が、第5条に規定する評議員定数を超えない場合においては、無投票で当該立候補者を当選とできる。
- 4 選挙人は、前項の措置に対して、異議を申し立てる場合、期日は選挙年の4月15日までに異議を申し立てることができる。
- 5 前項の異議の効力は、委員会が開票立会人の意見を聴き、これを決定しなければな

らない。

- 6 当選人が決定したときには、委員会は当選人に当選の旨を通知し、速やかに選挙人に選挙結果を知らせなければならない。

第18条（評議員の欠員）

- 1 評議員に欠員が生じた場合には、かかる選挙における、次点以降の投票数の多い順に欠員数を繰り上げ当選とする。
- 2 前項をもって、選挙評議員の定数に足りる繰り上げ当選者を得ることができない場合には、その不足の員数について補欠選挙を行わない。
- 3 前二項により選出された補欠の評議員の任期は、任期の満了前に退任した評議員の任期満了する時までとする。

第19条（評議員の地位の継続）

評議員の任期満了にもかかわらず、後任評議員が選出されていない場合には、前任評議員の地位は後任評議員の選出まで継続するものとする。

第20条（異議の申立て）

選挙の効力に関して異議のある選挙人及び被選挙人は、選挙結果発表日から14日以内に、文書で委員長に対して異議を申し立てることができる。

第21条（再選挙）

- 1 選挙に関する不正行為の有無は、委員会において審議し、決定し、理事長に報告する。
- 2 選挙の無効が決定された場合には再選挙を行う。

第22条（当選人の線上補充）

- 1 選挙日から15日以内に当選人が辞退又は正会員の資格を喪失したときは、当該選挙区の得票数の次順位の者を順次繰り上げ、当選人とする。
- 2 委員会により当選の無効が決定された場合には、得票数の次順位の者を順次繰り上げ、当選人とする。

第23条（選挙事務）

選挙に関する事務は、本会の事務局において行う。

第3章 雜則

第24条（細則の変更）

この細則は、社員総会の議決によって変更することができる。

附則

1 この細則は、令和3年9月1日から施行する。

変更履歴 令和4年11月3日
令和6年11月1日
令和7年11月13日